

令和2年12月3日

保護者 様

狭山市立狭山台中学校
校長 ○ ○ ○ ○

新型コロナウイルス感染症に係る体調管理の徹底について（お願い）

日頃より保護者の皆様におかれましては、学校の教育活動に対して、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じながら児童生徒の学びの保障のためにご協力いただいていることに重ねて感謝申し上げます。

さて、各ご家庭におかれましては、「新しい生活様式」にもとづいて、家族全員の健康維持を心がけ、健康管理に努めていただいていることと存じます。

学校では、2学期の大人数が動く学校行事としては、体育祭・音楽会・1年生校外学習・2年生宿泊学習を終え、12月の3年生の修学旅行を残すのみとなりました。通常の学校生活の中における感染症対策として、生徒・教職員ともに、マスクの着用、手洗い・うがい・手指の消毒の励行、こまめな換気・器具の消毒等を行っており、今後も継続して努めてまいります。

しかし、現在、新型コロナウイルス感染症が拡大傾向にあり、その感染源と疑われる接触は、同居家族が非常に高い割合となっております。保護者の皆様には、感染症対応について今一度ご確認いただき、安心安全な教育活動推進のために、お子様本人だけではなく、同居家族の皆様につきましても体調管理の徹底について、下記のとおり改めてお願い申し上げます。

記

- 1 日頃から健康管理に努め、毎日実施している健康観察は、朝夕正しく確実に行ってください。健康観察が不十分なご家庭には、改めて電話連絡等で確認をさせていただきます。
- 2 健康観察の結果、お子様に37.0℃以上の発熱があった場合、もしくは風邪症状（健康観察票に示されている症状：頭痛・咳・のどが痛い・だるい・味覚嗅覚違和感等）が見られる場合は登校を見合わせてください。その場合は学校にご連絡いただき、「欠席」ではなく「出席停止」とします。発熱の場合は、解熱後24時間を経過し、かつ、風邪症状が改善していないと登校できません。心配な場合は、医療機関を受診するか、保健所に問い合わせるなどして安心して登校ができるようご配慮ください。
- 3 「新しい生活様式」にもとづいて家族全員の健康維持を心がけてください。学校から帰宅後も、塾や習い事等で多数の人と接触があるときは十分に注意させてください。また、休日についても、人の多く集まる所への外出はなるべく控えたり、用件が済みしだい寄り道をせずに速やかに帰宅したりするなどのお声かけのご協力をお願いします。
- 4 お子様や同居のご家族がPCR検査を受けることになった場合及び実際に検査を受けた場合、並びに検査結果が判明した際は、その都度、学校へご連絡ください。また、検査結果が判明するまでは、お子様の登校を控え、自宅で待機するようお願いいたします。この場合も「出席停止」とします。
- 5 7月に配布しました教育委員会からの文書を裏面に再掲します。再度ご確認をお願いします。

（裏面参照）

<お問い合わせ>

狭山市立狭山台中学校 担当 教頭 今福雅之

電話 04-2958-6791

【再掲】

事務連絡
令和2年7月10日

狭山台中学校保護者様

狭山市教育委員会
狭山市立狭山台中学校
校長 ○ ○ ○ ○

新型コロナウイルスの集団感染予防への対応に関するお願い

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の軽減のために、新しい生活様式を取り入れた中での学校教育にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、今般の新型コロナウイルス感染拡大の状況と埼玉県教育委員会からの通知等を鑑み、狭山市教育委員会から、御家庭にお願いする対応と今後の対応を下記のとおりとすることの通知がありました。

つきましては、仕事に就かれている保護者様等におかれましては、出席停止や休校期間中の児童生徒の対応について、ご負担をお掛けする事態も予測されますが、引き続き集団感染防止の観点から御理解と御協力をお願いします。

記

- 1 登校前に必ず健康観察を行ってください。健康観察の結果、児童生徒に発熱等風邪の症状（健康観察票の症状）が見られるときは、登校させないでください。
 - ・ 解熱後24時間を経過し、かつ風邪の症状が改善していたら登校することができます。その間は「出席停止」となります。
 - ・ 同居の家族に風邪症状が見られる場合も、登校させないでください。その間は、「出席停止」となります。なお、医師の判断が出ている場合には、医師の指示に従って下さい。
- 2 児童生徒が濃厚接触者であることがわかったときは、登校させないでください。
 - ・ 濃厚接触者は、保健所が判断します。
 - ・ 濃厚接触者については、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間の出席停止とします。登校については、2週間後の状況により判断しますので、学校に相談してください。
- 3 児童生徒に次の症状があるとき、または、医師により感染の疑いがあると診断されたときは、登校させないでください。

(狭山市HP：新型コロナウイルス感染症予防を参照下さい。)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 風邪の症状や発熱が続く場合。(解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様)・ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合 |
|--|

登校については、感染拡大の状況や医師の判断等によりますので、学校に相談してください。

- 4 児童生徒及び教員の中で罹患者が発生した場合は、学級閉鎖等を実施します。
登校については、学校から家庭に連絡します。
罹患者は医師により登校の許可があるまで出席停止とします。

先生方へ

配布時に...

簡単に読み合わせるなどして、
内容について生徒自身にも理解させ、
セルフケアできるようにご指導ください。